

令和元年 11 月 14 日

災害で研修手帳を紛失した研修認定薬剤師等の更新に係る措置について

1. 対象となる研修認定薬剤師

災害救助法が適用された地区に在住または勤務していた研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師、小児薬物療法認定薬剤師を対象とします。

2. 認定の更新及び単位取得に関するご相談

上記 1. の対象となる証明として、市区町村が発行する「住民票」と「罹災証明書の写し」をご用意いただき、当財団に e-mail (jpec@jpec.or.jp) でご相談ください。